

矢板市不妊治療費助成事業のご案内

市では、不妊治療における経済的負担の軽減を図るため、保険適用外の体外受精、顕微授精及び人工授精に対して治療費の一部を助成していましたが、令和4年4月から不妊治療が保険適用になったことに伴い、これまでの不妊治療費補助金交付要綱は令和4年度をもって終了しました。

しかし、保険適用後もなお経済的負担が残るため、市では令和5年度から新たに、市独自の助成事業を行っています。保険適用の有無により助成の内容が異なりますので、下記をご覧ください。

●対象となる治療

人工授精、生殖補助医療（体外受精、顕微授精）、生殖補助医療の一環として行った男性不妊治療及び先進医療

※人工授精、生殖補助医療、男性不妊治療については、不妊治療を行う保険医療機関として指定を受けた国内の医療機関で受けた治療、先進医療については先進医療実施期間として国の承認を受けた医療機関で受けたものが対象となります。

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

※補助金の対象となる治療費は、申請の際に添付していただく医療機関からの証明書に基づくものとなります。

●対象者

次のすべてに該当する方が対象となります。（ご夫婦とも）

- ・婚姻関係にある方
- ・治療開始時に妻の年齢が43歳未満であること（生殖補助医療のみ）
- ・申請時に矢板市内に引き続き1年以上住所を有していること
- ・医療保険に加入している方
- ・市税を滞納していない方（所得制限はありません）

●助成額

保険適用の治療	自己負担額の1／2助成。上限10万円
保険適用外の治療	自己負担額の1／2助成。上限15万円

●申請回数

治療の内容	助 成 回 数
人工授精	1会計年度につき1回、通算5回まで ※1年度に複数回治療を行った場合はまとめて申請することができます。
生殖補助医療	1回の治療に対し1会計年度につき1回、1回の出産につき通算5回まで
男性不妊治療	生殖補助医療の助成回数内 ※男性不妊治療を行った場合は、生殖補助医療と同時に申請してください。
先進医療	1回の治療に対し1会計年度につき1回、通算5回まで

●申請期限

治療が終了した年度の翌年度末まで

※令和5年度に治療を終了したもの⇒令和6年度末まで

令和6年度に治療を終了したもの⇒令和7年度末まで

※申請の際は、事前に子ども課にご相談ください。

●必要書類

- ・不妊治療費補助金交付申請書兼交付請求書【別記様式第1号（第6条関係）】
- ・不妊治療費助成事業受診等証明書【別記様式第2号（第6条関係）】
- ・戸籍謄本及び本籍・続柄が記載された個人番号記載のない住民票 ※夫婦が同じ世帯の場合はどちらも不要
- ・高額療養費、附加給付等の支給額が確認できる書類 ※高額療養費や附加給付を受けた場合
- ・助成金等交付決定通知書の写し ※他自治体や医療保険等から給付があるとき。
- ・治療を受けた方の被保険者証の写し
- ・領収書（原本）※原本の返却をご希望の場合は、コピーをご用意ください。申請の際に原本確認後、コピーをお預かりし、原本をお返しいたします。
- ・振込先の預金通帳の写し

●ホームページ

要綱、必要書類等は下記の二次元コードからアクセスし、ダウンロードすることができます。



問い合わせ

矢板市健康福祉部
子ども課健康支援担当

☎0287-44-3600

e-mail

kodomo@city.yaita.tochigi.jp

●矢板市不妊治療費助成制度 Q&A

Q1 市への申請に、戸籍謄本と住民票が必要ですか？

A1 夫婦が同じ世帯であればどちらも必要ありません。単身赴任等で別世帯の場合はどちらも必要になります。

Q2 確定申告の医療費控除を受けたいので、領収書は返却してもらえますか？

A2 返却をご希望の方は、コピーをご用意ください。原本確認後、コピーをお預かりし、原本余白部分に確認印を押印後お返しします。確定申告の医療費控除では、「保険金などで補てんされる金額」に補助金額を計上してください。

Q3 治療期間が3月15日から4月20日です。どちらの年度になりますか？

A3 治療が終了した日の属する年度として取り扱います。4月20日の属する年度分となります。
なお、男性不妊治療を伴う場合、男性不妊治療が4月20日以前に終了しても、一環として行われる生殖補助医療の終了日が基準となります。

Q4 保険適用外の治療にはどのようなものがありますか？

A4 先進医療および保険適用の上限回数を超えて、全額自己負担となった治療です。それ以外の保険適用外の治療は、助成の対象とはなりません。

Q5 人工授精と生殖補助医療を同年度に行った場合、どちらも申請は可能ですか。

A5 それぞれ申請可能です。

Q6 生殖補助医療とその一環として行う男性不妊治療を別の医療機関で行った場合、申請書は分けたほうが良いですか。

A6 申請書は一枚になります。生殖補助医療を行った医療機関に、男性不妊治療で支払った領収書を提出し、合わせて証明を受けてください。生殖補助医療の申請を受け付けた後に、一環として行った男性不妊治療があった場合、男性不妊治療の助成が受けられない場合がございます。

Q7 どの病院で治療しても助成の対象となりますか。

A7 人工授精、生殖補助医療、男性不妊治療については、不妊治療を行う保険医療機関としての指定を受けた国内の医療機関（※1）、先進医療については、先進医療実施機関として国の承認を受けた医療機関（※2）で治療を行った場合、対象となります。

Q8 年齢が43歳未満で、従来の助成事業ですでに6回申請している場合も、申請できますか。

A8 新規助成事業には、従来の助成回数は含まれないため、さらに1年度1回で5回まで申請することが可能です。

※1、※2 厚生労働省のホームページにてご確認できます。

その他、ご不明な点がございましたら、矢板市子ども課までお問い合わせください。